

高松大学同窓会愛媛支部会則

平成 22 年 10 月 17 日 制定

(名称及び事務所)

第 1 条 高松大学同窓会会則第 9 条の規定に基づき、高松大学同窓会に愛媛支部を置き、事務所は支部長の住所に置く。

(目的及び事業)

第 2 条 本支部は会員相互の親睦を図り、併せて高松大学の発展に寄与することを目的とし、次の事業を行う。

1. 会員相互の親睦と教養に関する諸種の行事
2. その他適当と認めた事業

(会 員)

第 3 条 本支部は愛媛地区在住の会員を以って組織する。

1. 正会員
2. 特別会員

(役 員)

第 4 条 本支部に次の役員を置く。

1. 支部長 1 名
 2. 幹事 若干名
- 2 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(支部総会)

第 5 条 支部総会は必要に応じ支部長が召集する。

(会 計)

第 6 条 経費は必要に応じその都度集めるものとする。

附 則

本支部は、平成 22 年 10 月 17 日より発足する。